

道産クレジット用共通ロゴマークの使用基準

北海道カーボン・アクション・フォーラム

第1 趣旨

この基準は、北海道カーボン・アクション・フォーラム（以下「フォーラム」という。）が、道産クレジット用共通ロゴマーク（以下「マーク」という。）の使用を同意する場合の基準及び手続を定めます。

第2 マークの目的

マークは、オフセット・クレジット（J-VER）や国内クレジット等の各制度から道内において創出されたクレジットに共通して使用することにより、各種事業・製作物・媒体等による普及啓発を図り、道産クレジットの活用を促進することを目的とします。

第3 使用できるクレジットの対象

北海道内のプロジェクト等によりオフセット・クレジット（J-VER）、国内クレジット、グリーン電力・熱証書制度において登録・認証されたクレジット及び一定の信頼性が確保されているとフォーラムにおいて認められるクレジットを対象とします。

第4 使用上の遵守事項

- (1) マークの著作権、その他の権利はフォーラム事務局に属しますので、使用者は自己のシンボルマークや商標として使用しないでください。
- (2) マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図のとおりとします。
- (3) マークの使用に当たっては、マークのオリジナル・デザイン、色調などを加工しないでください。ただし、印刷物等のデザイン上、モノクロ又は単色を選択しても差し支えありません。
- (4) マーク本体に係らない範囲で、上下左右のいずれかに「©北海道カーボン・アクション・フォーラム」を必ず記載してください。

なお、文章を記載して使用することができますが、本マークはクレジットの品質やカーボン・オフセットの内容を保証するものではありませんので、誤解を与えないようにしてください。

第5 使用等の基準

北海道カーボン・アクション・フォーラムは、次の各号に掲げる基準に適合するものについて使用を同意します。

- (1) フォーラムの目的に合致し、道産クレジットを広く普及・啓発しようとするもの
- (2) 政治的または宗教的ではないもの
- (3) 公序良俗に反しないもの
- (4) 法令・規則などに違反しないもの
- (5) そのほか、フォーラムがマークの使用について不適当でないと認めたとき

第6 使用（変更）の申請

マークの使用を希望される場合は、申請書（様式第1号）をフォーラム事務局あて提出してください。（FAX・e-mail可）

なお、申請事項に変更があったときも、申請書（様式第1号）により速やかにフォーラム事務局あてに提出してください。

第7 使用の同意

フォーラム事務局は、申請があった場合に、前項に規定する基準に基づいて内容を確認し、速やかに申請者にその結果をお知らせします。

第8 改善のお願い

ロゴマークの使用同意後であっても、使用基準に不適合となった場合等には改善をお願いすることがあります。

なお、改善指示に応じていけない場合には、マークの使用同意を取り消します。

第9 マークの使用料

使用料は、無料とします。

第10 マークの使用期間

利用期間は、設けないこととします。

第11 使用の責任

マークの使用に起因する問題が生じた場合には、フォーラムは一切の責任を負いません。

第12 雑則

この規定に定めるほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定めます。

附則

この基準は、平成23年5月18日から施行する。